



公民館だより

中央公民館 ☎55-2131

楽しいね 小正月行事を体験

夢工房「だんごならしお話会」

村のお話ボランティア「夢工房」のだんごならしお話を1月13日、ハレスコで行いました。

「だんごならし」は、小正月行事のひとつで、だんごを枝に飾り、その年の五穀豊穡、商売繁盛、無病息災等を願う行事です。

お話会には、55人の大勢の親子が参加し、ミズキの木にだんごを飾った後、だんごならし由来の紙芝居や縁起物等の絵本の読み聞かせを楽しみました。だんごならしを始めて体験した方が多く、親子で新鮮な面持ちで伝統行事を楽しんでいました。最後にお汁粉が振るまわれました。



みんなで「だんごならし」を楽しみました



文化財を火災から 守るために

平田村文化財防火デー啓発事業を1月22日に開催しました。この事業は全国統一で実施される1月26日の「文化財防火デー」を周知し、文化財保護の啓発と防火意識の高揚を図るために行われているもので、今年度は平田村文化財調査委員と石川消防署平田分署職員の協力により、村指定天然記念物の防火パトロールと消火経路の確認を行いました。

国保だより

ジェネリック医薬品を活用しましょう

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」は、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で製造されています。新薬と比較して低価格であり、安全性と効き目は国から認められています。ジェネリック医薬品のなかには、味の改良や小型化、シートの表示工夫など、飲みやすさや飲み間違いを防ぐ工夫が行われているものも多くなっています。

★差額通知書をご確認ください

毎月、月末には対象者にジェネリック医薬品の差額通知書をはがきで送付しています。

ご自身の服薬状況を確認し、ジェネリック医薬品にできる薬があれば、かかりつけの医師や薬剤師に相談してみましょう。

住民課 ☎55-3112

年金だより

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中に病気やケガで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受け取るための受給要件

1. 初診日が被保険者期間等にあること

障害の原因となった病気やけがの初診日(※1)

①国民年金または厚生年金に加入している期間(被保険者期間)

②20歳前または60歳以上65歳未満で国内に居住している期間

(初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。)

初診日の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により確認することが可能です。)

2. 保険料の納付要件を満たしていること

次の①または②を満たしていること

①初診日の前日において、初診日の属する前々月までの被保険者のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

②初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間の保険料の未納期間がないこと(初診日が令和8年4月1日前の場合の特例)

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要。

3. 一定の障害にあること

①障害認定日(※2)に、障害の状態が法令で定める障害の程度(障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級)に該当すること。

②障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が法令で定められた状態に該当すること

※1初診日:障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

※2障害認定日:障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やケガについて初診日から1年6か月過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やケガが治った(症状が固定した場合)はその日

ご不明な点は、住民課又は年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

令和6年度平田村健康ポイント事業 (ふくしま健民カード) 受付終了のお知らせ

この事業の本年度の受付締切は下記のとおりです。事業に参加し記入台紙を提出していない方はご提出ください。

○基準ポイント達成で村からプレゼント有り

◆台紙提出締切日/令和7年2月28日(金)

◆提出先/役場 健康福祉課

◆提出方法/健康ポイント事業記入台紙(3,000点以上のポイント)を提出する。

※スマートフォン健民アプリで参加し、基準ポイント達成の方もお申込みください。

健康福祉課 ☎55-3119